

静岡県公立大学法人職員再雇用規程

平成19年4月1日 規程第15号

改正 平成21年10月1日、平成23年4月1日、平成25年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、静岡県公立大学法人職員就業規則（平成19年規則第16号。以下「職員就業規則」という。）第22条の規定に基づき、再雇用された職員（以下「再雇用職員」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(任期等)

第2条 再雇用職員の任期は、原則として4月1日から3月31日までの1年間とする。

2 再雇用職員には、試用期間を設けないものとする。

3 再雇用の任期又は更新された任期における上限年齢は65歳とし、任期の満了日は、再雇用職員が65歳に達する日以後における最初の3月31日以前とする。

(任期の更新)

第3条 再雇用の任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。

2 前項の場合においては、理事長は、あらかじめ再雇用職員の同意を得なければならない。

(勤務形態)

第4条 再雇用職員の勤務形態は、フルタイム勤務又は短時間勤務とする。

(勤務時間)

第5条 再雇用職員の勤務時間は次のとおりとする。

(1) フルタイム勤務 1週につき38時間45分、1日の勤務時間は7時間45分とする。

(2) 短時間勤務 1週につき15時間30分から31時間までの範囲内とし、1日の勤務時間は、7時間45分以内で各人ごとに決める。

2 再雇用職員の勤務時間、休日、休暇等については、静岡県公立大学法人職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（平成19年規程第8号）に準じるものとする。ただし短時間勤務職員については、次に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(1) 4週間に8日以上の日を設けること。この場合において、月曜日から金曜日までの間において週休日を設けることができる。

(2) 年次有給休暇については、その者の勤務時間等を考慮し、年に20日を超えない範囲内で理事長が別に定める日数とする。

(給与等)

第6条 再雇用職員の給料月額、理事長が別に定める。

2 再雇用職員のうち、短時間勤務職員の給料月額は、フルタイム勤務職員の給料月額に、その者の1週間あたりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 再雇用職員の手当については、静岡県公立大学法人職員給与規程（平成19年規程第2号）の定める手当のうち、理事長が必要と認めるものを支給することができる。ただし、初任給調整手当、扶養手当、住居手当及び単身赴任手当については支給することができない。

4 再雇用職員に対しては、退職手当は支給しない。

(その他の勤務条件)

第7条 前5条に定めるもののほか、再雇用職員の服務その他の勤務条件は、職員就業規則に準ずるものとする。

2 再雇用職員は、雇用保険に加入するものとする。ただし、短時間勤務職員で週当たりの勤務時間が20時間未満の者については、この限りでない。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、再雇用職員に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 次の表の左欄に掲げる期間における第3条第2項の規定の適用については、同項中「65歳」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

施行日から平成22年3月31日まで	63歳
平成22年4月1日から平成25年3月31日まで	64歳

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。